

「宮城県犯罪被害者等支援計画（中間案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

No.	章	基本 目標	基本的 施策	分野	頁	寄せられた御意見の概要	県の考え
1	1	—	—	多機関連携	2	包括的な多職種連携が必要である。医療と県、警察と県だけでなく、社会福祉協議会等ともつなげる必要がある。	本計画に盛り込む施策は、「宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会」の構成員をはじめとした関係機関・団体のものとしており、関係機関等との連携強化について検討を進めてまいります。
2	4	—	—	—	20	支援計画の様式がわかりにくい。具体的な対策を記載してほしい。	本計画では、施策に関連する「宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会」の施策について、類似のものを統合して記載しております。個別具体的な取組の実施状況については、毎年度、公表してまいります。
3	4	1	1-3	支援対象者	25	要保護女性・児童に対する支援はあるが、男性の枠は作らないのか。	「要保護女性・児童に対する支援」には、女性相談支援センターや児童相談所の具体的な施策を記載しております。男性及び男児についても、計画全体において、支援施策を実施します。
4	4	1	1-5	再被害防止	26	再被害防止策を強化してほしい。	御意見を参考に検討を進めてまいります。
5	4	1	1-5	再被害防止	26	犯罪被害者等の定期的な自宅訪問を実施した方がよい。	（公社）みやぎ被害者支援センターでは、これまでも犯罪被害者等の様々なニーズに沿って、犯罪被害者等の自宅等を訪問しての支援、警察・検察庁・裁判所等への付き添い支援を行っています。 また、基本的施策1の5に記載のとおり、警察において、「再被害防止対策要綱」による再被害防止対象者への支援や、希望者に対する地域警察官の訪問・連絡を行います。
6	4	1	1-12	個人情報保護	26	インターネット上に個人情報が流出しないようにすべきである。	SNS等により、犯罪被害者等の誹謗中傷がなされることは「二次的被害」に当たするため、こうしたことが行われないよう、リーフレット等により普及啓発を進めます。 なお、犯罪被害者等支援連絡協議会における各機関・団体においては、基本的施策1の13において個人情報保護を徹底することとしています。
7	4	2	4	就職支援	30	犯罪被害者等の就職支援と同時に保育所の確保も支援すべきである。	御意見を参考に検討を進めてまいります。

No.	章	基本 目標	基本的 施策	分野	頁	寄せられた御意見の概要	県の考え
8	4	2	6-2	見舞金制度	31	遺族見舞金、重傷病見舞金を増額すべきである。	県では、遺族見舞金を30万円、重傷病見舞金を10万円としています。これは、犯罪被害者等が被る経済的損失や、他自治体の支給状況などを勘案した金額です。 また、県内市町村においても、見舞金・支援金制度があります。
9	4	2	6-2	見舞金制度	31	見舞金に継続性を持たせた方がよい。	県の見舞金は、犯罪被害者等の経済的負担の早期軽減に資するよう給付するもので、継続的な損害回復・経済的支援については、基本目標2に盛り込んだ様々な取組を実施します。
10	4	3	7-1	相談窓口	33	各種SNSを活用して、男女関係なく相談窓口を周知すると良い。	「性暴力被害相談支援センター宮城」については、これまでTwitter（現：X）、インスタグラムを活用した広報を行ってまいりましたが、今後も御意見を踏まえ、SNS等を活用しながら広報や周知を行ってまいります。
11	4	3	7-1	相談窓口	33	相談対応の際に匿名の別や性別を選べる形式にした方がよい。	匿名相談については、対応している窓口が多くあります。対応する相談員の性別については、各相談窓口にて相談者の心情に配慮して対応しているものと承知しております。
12	4	3	7-2	広報周知	34	広報や周知の具体例を教えてほしい。	県では、「犯罪被害理解促進ポスター」や「犯罪被害者支援リーフレット」などの作成を行い、関係機関や学校等に配布しております。また、県政だより、ラジオ放送で県民や事業者への理解・協力について周知しております。各種媒体を活用しながら、引き続き、広報や周知を行ってまいります。
13	4	3	8-2	孤立対策	34	被害者が孤立しないように、地域コミュニティと連携できるようにしてほしい。	犯罪被害者等の孤立化を防ぐ取組として自助グループがあり、基本的施策8の2に記載のとおり、（公社）みやぎ被害者支援センター等が活動場所の確保等の支援を行っております。こうした取組のやり方については、御意見を参考に検討を進めてまいります。
14	4	3	10-4	性被害	36	男性の性被害の相談窓口の周知がされていない。学校教育やSNS等での情報提供が必要である。	男性の性被害についても、「性暴力被害相談支援センター宮城」等において対応していることから、基本的施策10の4「性暴力被害相談支援センター宮城の運営」に男性も相談可能である旨追記しました。 また、同センターの広報として、リーフレットの作成や、仙台市営地下鉄車内へのステッカー掲示などを行っており、こうした広報において性別を問わず相談可能であることを明記しておりますが、よりいっそうの周知を図ってまいります。
15	4	3	10-7	DV被害	36	DVなど見えづらいものが多いので、異変を感じてあげる必要があると思う。	DV被害者等は、他人に知られなくなかったり、犯罪等の被害を受けたことを認識できなかったりするなどの理由により、自ら被害を訴えることが困難で被害が潜在化しやすいとされています。異変を把握した関係機関がこうした事案の特性を理解し、早期に連携できるような体制の構築を進めます。

No.	章	基本 目標	基本的 施策	分野	頁	寄せられた御意見の概要	県の考え
16	4	4	12-2	教育	38	基本目標4に記述のある、「加害者を出さない」ことについて、予防的な施策をもっと増やすべきである。	御意見を参考に検討を進めてまいります。
17	4	4	13-1	普及啓発	38	教育機関に限らず、地域や企業でも過去の事例を動画にまとめたり、被害者の講話を実施したりすると良い。	犯罪被害者等の講話など、過去の体験や事例を用いた普及啓発についてはこれまでも行っておりますが、効果的な取組について御意見を参考に検討を進めてまいります。
18	その他			支援一般	—	被害者に対し、早期対応をしてほしい。	「宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会」の構成員をはじめとした関係機関・団体と連携しながら、早期の支援に資するよう、各施策を進めてまいります。
19	その他			加害者支援	—	被害者の支援がメインになっているが、加害者のカウンセリング実施などの支援も取り入れた方がよい。	本計画は、宮城県犯罪被害者等支援条例に基づく計画として策定するものです。加害者支援については、「宮城県再犯防止推進計画」等に盛り込まれているところです。
20	その他			冤罪被害者	—	痴漢冤罪や肉体的・性的冤罪を含むハラスメント、名誉棄損などに対する冤罪被害者支援制度の施策はあるのか。無ければ必要であるとする。	本計画の対象となる「犯罪」は、本計画2頁記載のとおり、「個人の生命、身体又は財産上に危害を及ぼす行為など、刑法その他の刑罰法規の規定により、刑罰を科せられる行為」としており、「冤罪」は直接の対象とはなっていません。インターネット上で誹謗中傷が行われた場合の支援施策としては、基本的施策1-12「インターネット上の人権侵害対応」などがあります。

※頁は中間案のものとなっています。